

中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成28年中之条町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第3条 条例第6条の土壌基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大

学法人

(8) 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）に規定する日本下水道事業団

(9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、町長が地方公共団体に準ずる者として認定した者

2 前項第 9 号の規定による認定を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近 3 年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の申請について、土壤の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みがあると認めるときは、地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号の規則で定める土地とは、次に掲げるものとする。

(1) 同号に定める国等（以下「国等」という。）が所有又は管理している土地

(2) 国等がその所在を指定している土地

(3) 国等が委託又は請け負わせて行う者から、その所在の報告を受けている土地（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可を受けた採取計画（同法第 33 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

(2) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可を受けた採取計画（同法第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、

それらの変更を受けたもの。以下同じ。)に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等(許可を要しない土砂等による埋立て等)

第6条 条例第7条第1項第5号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等
- (3) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
- (4) 主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等(次項の規定による届出を行った土砂等による埋立て等に限る。)
- (5) 町の区域内の土地から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等(次項の規定による届出を行った土砂等による埋立て等に限る。)

2 前項第4号又は第5号に規定する土砂等による埋立て等を行う者は、事前に小規模特定事業許可に関する届出書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 小規模特定事業区域の土地利用計画図(平面図)
- (2) 小規模特定事業区域の案内図
- (3) 小規模特定事業区域の断面図
- (4) 土砂等を排出又は採取した土地の位置図
- (5) 有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)を設置している工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設を設置していた工場若しくは事業場の敷地で同項ただし書の確認を受けたものから排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う場合は、第11条第4項に規定する土砂等が土壤

基準に適合していることを証する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(許可の申請)

第7条 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業許可申請書(別記様式第3号)とする。

2 条例第7条第2項第10号の規則で定める事項は、施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号とする。

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 小規模特定事業区域の位置を示す図面

(2) 小規模特定事業区域の付近の見取図

(3) 土砂等埋立等区域の見取図

(4) 条例第7条第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書(市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書をいう。)

(5) 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の役員の実印の住民票の写し及び印鑑証明書(登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。)

(6) 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類

(7) 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し

(8) 施工管理者の住民票の写し

(9) 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(10) 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図

(11) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書

(12) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書

(13) 条例第8条第2号の定める技術上の基準に従って、土砂等による埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行うときは、当該安定計算を記

載した書面

(14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）

(15) 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面

(16) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類

(17) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（許可の基準）

第8条 条例第8条第2号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第8条第3号の土地の所有者の承認は、小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（別記様式第4号）により行うものとする。

（許可等の決定）

第9条 町長は、条例第7条の許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、小規模特定事業許可（不許可）通知書（別記様式第5号）により、当該許可を申請した者に通知するものとする。

（変更の許可の申請等）

第10条 条例第9条第1項本文の規定による変更の許可を受けようとする者は、小規模特定事業変更許可申請書（別記様式第6号）に第7条第3項各号に掲げる書面のうち変更に係る事項に関するものを添えて、町長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 小規模特定事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(2) 条例第7条第2項第6号の小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 施工計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 条例第9条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が定める事項

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届出書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（代表者の氏名の変更については、次号に規定する場合を除く。）にあっては、法人の登記事項証明書

(3) 法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し

5 前条の規定は、条例第9条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「第7条」とあるのは「第9条第1項」と、「小規模特定事業許可（不許可）通知書（別記様式第5号）」とあるのは「小規模特定事業変更許可（不許可）通知書（別記様式第8号）」と読み替えるものとする。

（土砂等の搬入の事前届出）

第11条 条例第10条第1項の規則で定める土砂等の数量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第9号）を提出して行うものとする。

3 条例第10条第2項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第10号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第11号）並びに計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第19条第1項第2号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（別記様式第12号。第19条第1

項第 1 号において単に「土壌検査証明書」という。) とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第 10 条第 2 項第 2 号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 採石法

(2) 砂利採取法

7 条例第 10 条第 2 項第 2 号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様式第 13 号）又はこれに準ずる書面とする。

(土砂等の性状の基準)

第 12 条 条例第 10 条第 3 項第 2 号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 上欄に掲げる第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土又は第 3 種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。

(小規模特定事業の完了等の手続)

第 13 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

(1) 小規模特定事業を完了したとき 小規模特定事業完了届出書（別記様式第 14 号）

(2) 小規模特定事業を廃止し、又は休止したとき 小規模特定事業廃止（休止）届出書（別記様式第 15 号）

(3) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 小規模特定事業再開届出書（別記様式第 16 号）

2 前項第 1 号及び第 2 号の届出書には、小規模特定事業区域の出来形に関する図面（前項第 2 号の届出書にあつては、小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。

(地位の承継の届出)

第 14 条 条例第 12 条第 2 項の規定による届出は、小規模特定事業地位承継届出書（別

記様式第 17 号) に承継の事実を証する書面を添えて行うものとする。

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

第 15 条 条例第 14 条第 1 項の標識は、小規模特定事業に関する標識(別記様式第 18 号)によるものとする。

2 条例第 14 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 小規模特定事業を行う場所の所在地
 - (4) 小規模特定事業を行う者の住所、氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)及び電話番号
 - (5) 小規模特定事業の期間
 - (6) 小規模特定事業区域の面積
 - (7) 土砂等の排出の場所及び搬入予定数量
 - (8) 施工管理者の氏名
- (帳簿の記載)

第 16 条 条例第 15 条第 1 項の規定による帳簿の記載は、小規模特定事業施工管理台帳(別記様式第 19 号)により、土砂等の搬入時に毎回行うものとする。

2 条例第 15 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- (2) 小規模特定事業区域の位置及び面積
- (3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (4) 土砂等の搬入日時
- (5) 搬入車両の登録番号
- (6) 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称
- (7) 搬入車両の運転者の氏名
- (8) 搬入した土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) 記録者の氏名

3 条例第 15 条第 2 項の規定による報告は、条例第 7 条第 1 項の許可を受けた日(再

開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から3月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を1月とみなす。）に遅滞なく、小規模特定事業施工状況報告書（別記様式第20号）に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。

（小規模特定事業区域内土壌検査）

第17条 小規模特定事業の許可を受けた者は、次の各号に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第16条第1項に規定する土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。

（1） 小規模特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日

（2） 前回の検査基準日

2 小規模特定事業の許可を受けた者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、小規模特定事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、町長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 小規模特定事業区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1） 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点）の土壌について行うこと。

（2） 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1つの試料とすること。

（3） 小規模特定事業区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法

により行うこと。

(水質検査)

第 18 条 条例第 16 条第 1 項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第 2 項及び第 3 項中「小規模特定事業区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第 3 項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第 3 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

(小規模特定事業区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第 19 条 条例第 16 条第 1 項の規定による報告は、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第 21 号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

- (1) 小規模特定事業区域内土壌検査 当該小規模特定事業区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 17 条第 3 項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書
- (2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第 1 項の規定により読み替えて準用する第 17 条第 3 項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（別記様式第 22 号）

2 条例第 16 条第 1 項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第 17 条第 1 項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第 1 項の規定により読み替えて準用する第 17 条第 1 項の規定により行う水質検査
第 17 条第 1 項各号に該当する日から 1 月を経過する日
- (2) 第 17 条第 2 項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第 1 項の規定により読み替えて準用する第 16 条第 2 項の規定により行う水質検査

町長の定める日

(書類の備置き等)

第20条 条例第17条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第10条第4項に規定する小規模特定事業軽微変更届出書の写し
- (2) 第11条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し
- (3) 前条第1項に規定する小規模特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

(車両の表示)

第21条 条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地（小規模特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該小規模特定事業区域を代表する所在地）
- (3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- (4) 小規模特定事業の許可番号
- (5) 小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

(身分証明書)

第22条 条例第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第23号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。